

Disclosure 2024

2024年 ディスクロージャー誌



埼玉県医師信用組合

ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。

当組合の現況(令和5年度第61期)をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜わりたいと存じます。

埼玉県医師信用組合は、設立以来、埼玉県医師会をはじめ各郡市医師会、関係諸団体並びに組合員各位の真にお役に立てる金融機関を目指して参りました。今期につきましても、引き続き健全経営を基本に、様々な業務の改善、努力を重ね、本来の役割である貸出金増強、金融仲介機能の更なる発揮につなげて参りたいと考えております。当信用組合の存在価値を常に考え、皆様方から「安心して取引いただける信用組合」を目指して参りますので、今後とも、先生方にお力添えを頂きながら、より活発な組合運営をして参りたいと思います。何卒、よろしくお願い申し上げます。



埼玉県医師信用組合
理事長／金井 忠男

令和5年度 経営環境・事業概況

①事業方針

創立60周年を迎えた令和5年度は、「第12次3ヵ年計画」の計画初年度として、目標の達成を目指し、様々な諸施策に取り組んで参りました。健全経営を基本に安定収益を確保しつつ、更なる金融仲介機能発揮を目指す経営方針のもと、コア業務である融資残高の増強、預貸率の向上による持続可能なビジネスモデルの再構築、リスク管理態勢の強化に資する諸施策に取り組みました。

②金融経済環境

国内経済は、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが5類へと変更されたことにより、自律的に循環する環境が整いました。他方、海外に目を転じると世界的な物価上昇とそれを受けた金融引き締め等、我が国経済を下押す要因が複数存在しています。国内金利も基調としては上昇が続く中で、令和6年3月の金融政策決定会合において日本銀行は従前のマイナス金利政策を撤廃、緩和スタンスは維持するものの、その姿勢を変更しました。しかしながら、短期金利上昇の一方で、日本銀行の長期国債買入れ継続もあって長期金利はさして上昇せず、預貸金利鞘拡大は現状では見通せないことから、金融機関の経営環境は引き続き厳しい状況が続くものと見込まれます。

③業績

こうした経営環境の中、預金については、「資産運用立国」を指向する国の動きや、好調裡に推移する株式市場といった要因もあり、昨年度末の残高を502百万円下回って69,889百万円となりました。

一方、貸出金については、郡市医師会、理事各位のサポートもあり、情報ルートの拡大や積極的な営業活動と相まって、「3ヵ年計画」の初年度目標14,507百万円を上回り、前期末比1,700百万円増(12.41%増)の15,396百万円の実績を残すことが出来ました。

収益面では、かかる融資残高増加と、経費削減等により、「3ヵ年計画」に基づく年度計画を若干上回る当期純利益20,937千円を計上することが出来ました。

④事業の展望及び信用組合が対処すべき課題

令和6年度は、「第12次3ヵ年計画」計画2年度として、目標達成を目指し、一層の金融仲介機能の発揮、持続可能なビジネスモデル再構築、将来に亘る健全性の確保に向け、更なる改善・改革と、人財への積極的な投資に引き続き取り組む所存であります。近年、やや劣勢である組合員の増強や預金残高増加にも注力して参ります。

特に、引き続きコア業務である融資残高増強を最重要課題として取り組むことで、埼玉県医師会々員の事業の発展、成長のお役に立つ医業界専門のベストバンクを目指す所存であります。

事業方針

■基本方針

当組合は埼玉県内一円を営業基盤とし、設立趣意書を原点に埼玉県医師会々員の相互扶助の精神に基づいた金融機関として、金融を通じ埼玉県医師会々員の事業発展と生活向上への奉仕を基本理念とし、地域医療の発展に貢献いたします。

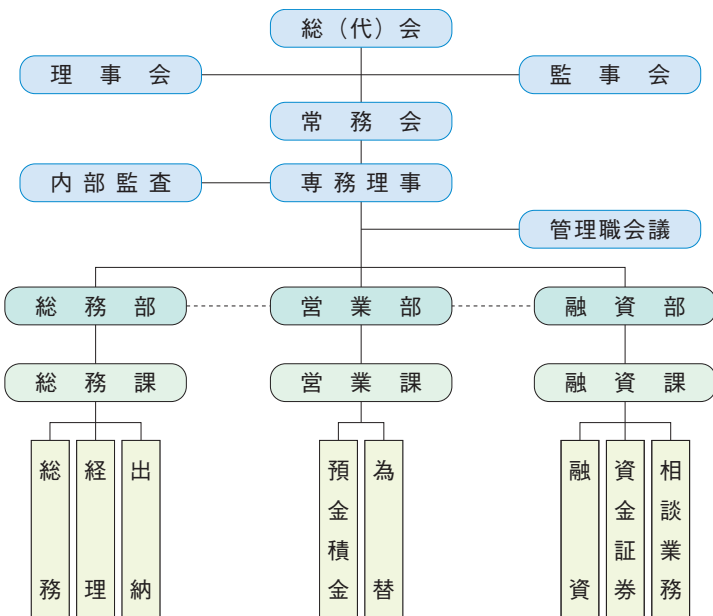
■経営方針

健全経営を基本に安定収益を確保しつつ、更なる金融仲介機能の発揮を目指します。

当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和38年6月6日／埼玉県衛生会館に設立(現、さいたま市浦和区)
- 昭和39年7月1日／現、独立行政法人福祉医療機構の代理店となる。
- 昭和59年11月1日／現在地の埼玉県県民健康センター4階へ移転。
- 昭和62年3月／自営電算システム導入
- 平成4年10月／預金残高100億円達成
- 平成7年11月／全銀為替システム加盟
- 平成9年12月／預金残高200億円達成
- 平成12年11月／預金残高300億円達成
- 平成15年6月／預金残高400億円達成
- 平成16年2月／電算システムを信組共同センター方式に切り替え
- 平成20年3月／預金残高500億円達成
- 平成25年9月／預金残高600億円達成
- 令和2年3月／融資残高100億円達成
- 令和5年6月／創立60周年

事業の組織



役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

(令和6年7月1日現在)

理事長	金井 忠男
副理事長	水谷 元雄
専務理事	岩田 博之
常務理事	金沢 和俊
理事	金子 健二
理事	安田 福輝
理事	岸田 敏博
理事	関本 幹雄
理事	能美 昌司
理事	浅野 修
理事	武正 寿明
理事	三宅 政房
理事	千田 宣克
理事	山崎 典之
理事	柴田 輝明
理事	金子 幸二
理事	田原 泰久
理事	松本 千織
理事	佐野 正明
理事	高木 正人
理事	細沼 秀生
理事	河野 貴文
理事	酒井 文隆
理事	渋谷 友幸
理事	齋藤 卓
理事	田澤 俊明
理事	富永 一則
理事	坂下 さゆり
理事	笹村 佳美
監事	鈴木 則之
監事	上床 典康
監事	須藤 哲雄

※当組合は、職員出身者である専務理事以外の理事の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

組合員の推移

(単位:人)

区分	令和4年度末	令和5年度末
個人	2,110	2,081
法人	885	888
合計	2,995	2,969

総代会について

■総代会の仕組みと役割

●総代会の仕組み

総会に代わる制度で、信用組合には定款の定めにより総会に代わるべき「総代会」を設けることが認められています。「総代会」は、組合員の中から公平に選出された総代により構成され、定款の変更、計算書類等の承認、理事・監事の選挙など重要事項について、決議を行う最高意思決定機関です。

●総代会の役割

総代は、組合員の代表として、組合員の総意を当組合の経営に反映する重要な役割を担っております。

■総代の選出方法、任期、定数 等

選出方法：「総代会および総代選挙規定」に従い各地区医師会毎に定数を定め、各地区医師会から公平に選出されます。

任 期： 2年

定 数： 110人以上130人以内

■総代会の決議事項等の議事概要

第61期通常総代会が令和6年6月26日午後4時より、埼玉県県民健康センター2階大ホールで開催されました。

当日は、総代総数115名のうち56名の総代が出席（うち委任状提出28名）し、各議案は全て承認されました。

第1号議案 第61期事業報告及び決算に関する件

- ①事業報告
- ②貸借対照表、損益計算書承認の件
- ③剰余金処分案承認の件
- ④監査報告

第2号議案 第62期事業計画及び収支予算案承認の件

第3号議案 役員選挙の件

第4号議案 理事及び監事の報酬総額決定の件

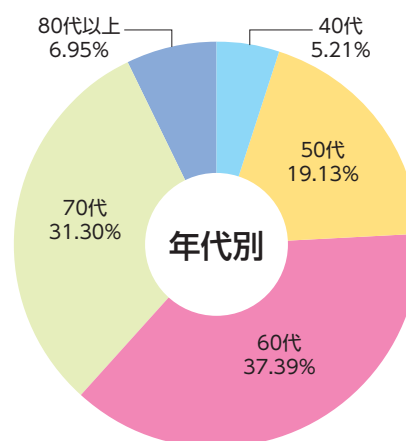
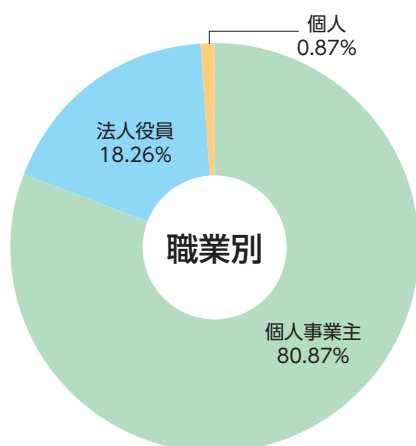
第5号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

報告事項 令和5年度中の組合員脱退者に関する報告



■総代の属性別構成比

令和6年7月1日現在



■総代名簿

令和6年7月1日現在

地 区	総代定数	総 代 名					
浦和医師会	12名	石田 有世◆	岩崎 良二③	落合 卓③	桐澤 重彦④	阪 正晴⑧	西村 直久⑥
		馬場 理加①	原 貴之③	伴 茂之⑤	星 和宏④	松谷 一成④	三田奈津子④
川口市医師会	10名	井上 道夫⑤	大川 敬一③	鹿嶋 広久⑧	小俣 香③	齋藤 卓⑤	佐藤 健志⑦
		佐藤 倫也④	篠田 伸正◆	徳竹 英一⑧	長江 厚①		
大宮医師会	10名	飯島 竜之⑤	柏崎 研⑨	金子 家明②	新藤 健◆	田原 泰久⑤	松本 雅彦◆
		松本 吉郎◆	三谷 雅人③	三好 和夫◆	桃木 茂⑤		
川越市医師会	5名	池袋 賢一⑥	上里 忠司①	齊藤 正身①	中嶋 千聰④	廣瀬 哲也①	
熊谷市医師会	4名	岡田 孝◆	木村 純②	酒巻 治彦①	渋谷 友幸⑨		
行田市医師会	1名	松原 克彦④					
所沢市医師会	7名	大場 忍①	京谷 圭子①	酒見 文人④	瀬戸 裕⑦	新美 毅◆	水野 康司②
		吉川 哲夫◆					
蕨戸田市医師会	3名	金子 健二⑤	早船 直彦⑨	湊 進太郎⑤			
北足立郡市医師会	4名	佐野 民治④	鈴木 仁⑥	鳥山 義仁④	永瀬 達八④		
上尾市医師会	3名	榎本 哲◆	玉城 吉郎◆	松本 千織②			
朝霞地区医師会	4名	岩崎 智彦④	海江田 亮④	栗原 友介④	滝澤 義和④		
草加八潮医師会	3名	粕谷 綾子①	高橋 哲三⑧	山崎 高嗣④			
さいたま市与野医師会	2名	井原 徹太⑤	澁谷 純一③				
入間地区医師会	2名	神尾 典彦②	平井 茂夫⑦				
飯能地区医師会	1名	佐野 正明③					
東入間医師会	5名	井上 達夫⑦	岸 昌哉③	日鼻 靖⑦	関谷 治久⑧	安田 福輝◆	
坂戸鶴ヶ島医師会	5名	小川 郁男◆	小林みどり①	千田 宣克◆	丸山 元孝⑥	吉松 栄彦①	
狭山市医師会	3名	歌野 宏④	風間 浩美②	馬島 辰典④			
比企医師会	3名	須田 清美⑧	瀬川 豊◆	野崎 信行④			
秩父郡市医師会	3名	城谷 建二⑦	根岸 元二②	丸山 敬史◆			
本庄市児玉郡医師会	3名	飯塚 明男◆	関根 正幸③	高橋 茂雄②			
深谷寄居医師会	4名	浅見 寿夫①	白石 道雄⑦	須藤 哲雄⑤	高橋 功一④		
北埼玉医師会	2名	篠崎 浩之⑦	山田 孝文②				
南埼玉郡市医師会	3名	岸田 敏博⑧	斎木 徳祐②	矢部 親治◆			
越谷市医師会	5名	板橋 秀雄①	川原 陽子⑥	小泉 昭①	藤本まどか①	宗岡 隆史③	
春日部市医師会	2名	竹田 広樹⑥	中村 靖史⑨				
岩槻医師会	2名	金澤 雅弘④	丸山 泰幸⑥				
北葛北部医師会	2名	後藤 裕一⑥	深作 貞文④				
吉川松伏医師会	1名	宮里 良乃◆					
三郷市医師会	1名	清水 弘文①					
合 計	総代定数 110名～130名	総代数 115名					

(注)1. 氏名の後に就任回数を記載しております。

2. 就任回数が10回を超えている場合は◆で示しております。

地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、埼玉県医師会の会員を組合員とする業域信用組合であり、組合員がお互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織の金融機関です。

金融業務を通じて組合員の医療事業の発展に寄与しており、ひいては地域医療の発展にも貢献しております。

融資を通じた地域貢献

(1) 貸出金残高実績

事業資金(設備資金・運転資金)・・・	406口	12,146百万円
住宅ローン	70口	3,023百万円
消費者ローン	79口	227百万円

(2) 当組合の融資商品の概要と実績

当組合では、医療施設・設備等の改善と、組合員の生活向上及び次世代の育成のための融資を取り扱っており、令和5年度の新規取扱は、次のとおりです。

ご発展ローン	6件	69百万円
継承ローン	37件	1,609百万円
借換ローン	2件	55百万円
開業ローン	11件	310百万円
マイホームローン	16件	1,250百万円
教育ローン	12件	51百万円
フリーローン	2件	5百万円
研修医応援ローン	10件	21百万円

(3) 地方自治体の制度融資の取り扱い状況

当組合は、埼玉県中小企業向け制度融資の窓口指定されております。
令和5年度の新規取扱はありませんでした。

取引先への支援状況等

当組合では、新規開業や世代継承への支援を積極的に行っております。
令和5年度は、新規開業支援6先382百万円の融資を行いました。

地域・業域・職域サービスの充実

(1) 情報提供活動

当組合では、店頭及び毎月発行される埼玉県医師会誌に、営業案内を掲載している他、インターネットにホームページを開設しております。

ホームページアドレス <https://www.stdb.co.jp>

(2) 相談窓口の設置

当組合では、お取引先からのご要望等にお応えするため、医院開設、医療法人設立等に関する「ご相談窓口」を設けております。

是非お気軽にご用命下さい。

融資部・ご相談業務係

電話番号 048-824-2651

電話受付時間 午前9時～午後5時

E-mail: webmaster@stdb.co.jp

(メール受付時間 24時間)

文化的・社会的貢献に関する活動

◎社会的貢献の活動

低炭素化社会実現の為、コピー用紙は、再生紙を積極的に購入、地球環境の保全に取り組みました。

又、企業活動において排出されるCO₂の排出削減活動(クリーンエネルギー事業や植林等)に協力することでオフセット(相殺)するカーボンオフセットを採用した定期預金通帳を使用しております。

◎文化的活動

埼玉県医師会主催のスポーツ大会等への協賛金を支出しております。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

経営改善支援等の取組み実績

(単位: 先数、%)

期初債務者数(A)					経営改善 支援取組み率 (α/A)	ランクアップ 率 (β/α)	再生計画 策定率 (δ/α)
うち経営改善支援取組み先(α)							
		α のうち期末に債務 者区分がランクアップ した先数 (β)	α のうち期末に債務 者区分が変化しな かった先 (γ)	α のうち再生計画を 策定した先数 (δ)			
4	3	0	2	0	75.0	0	0

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は令和5年4月当初の債務者数です。

3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4. 「 α (アルファ)のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β (ベータ)」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含まれますが β には含んでおりません。

5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ (ガンマ)」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ (デルタ)」は、 α のうち中小企業活性化協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含まれません。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

当組合に対して債務を有する中小企業者(医療法人・個人開業医)のお客様が、業績不振による倒産・廃業や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響(状況)等によりご返済が困難となった場合には、当組合本店の「ご返済等に関する相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

- (1) 当組合は、お客様からのご融資に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、融資部に情報を集約し、ご融資の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたします。
- (2) 融資部において、お客様からのご融資のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握等いたします。また、関係各部署において、ご融資の申込み・相談に係る情報の共有化に努めてまいります。
- (3) 融資部において、ご融資をしたお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。
- (4) 上記(1)～(3)の態勢整備の推進状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

中小企業の経営支援に関する取組み状況

- (1)創業・新規事業開拓の支援
病・医院の新規開業に関するあらゆる資金、病・医院の継承に関するあらゆる資金（新築、増改築、リフォーム、土地購入、医療器械購入）等、新規開業、事業継承支援の推進。
- (2)成長段階における支援
無担保融資や個人の保証人を要しないフリーローンを始め、県制度融資等、担保・保証人に依存しない融資の推進。
- (3)経営改善・事業再生・業種転換等の支援
医師信用組合として、長年培ってきたノウハウを活かした取組みによるコンサルティング機能の発揮。

●創業・新規事業開拓の支援

令和5年度は、新規開業支援6先382百万円の融資を行いました。

●成長段階における支援

成長段階における支援として、事業性評価を14件実施しました。

●経営改善・事業再生・業種転換等の支援

令和5年度は実績がありませんでした。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

●「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客様の状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに、経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧にご説明し、お客様にご理解・ご納得をいただけますよう努めてまいります。

1. お客様と保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額や代替的融資手法の活用を含め総合的な検討を行います。

- ①法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ②法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
- ③法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客様の資産状況等を勘案したうえで履行の範囲を決定します。

3. お客様から保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1.①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

■経営者保証相談窓口

埼玉県医師信用組合融資部

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：9時～17時

電話：048-824-2651

●「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組み事例（令和5年度）

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等
特筆すべき事例はありませんでした。

2. 取組み内容
特筆すべき事例はありませんでした。

●「経営者保証に関するガイドライン」の取組み状況

	令和4年度	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	15件	18件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	26.31%	32.14%
保証契約を解除した件数	0件	0件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件	0件

地域の活性化に関する取組み状況

埼玉県医師会及び郡市医師会との連携強化を図り、利用者のニーズ・入手情報の有効活用により地域医療の発展に資するための取組みを行っております。

經理・經營內容

貸借対照表

(単位:千円)

[illegible]

科 目	金 額	
(負債の部)	令和4年度	令和5年度
預 金 積 金	70,392,155	69,889,334
当 座 預 金	—	—
普 通 預 金	21,875,087	23,038,651
貯 蓄 預 金	2,088	2,088
通 知 預 金	—	—
定 期 預 金	47,071,868	45,430,873
定 期 積 金	1,399,758	1,417,379
そ の 他 の 預 金	43,351	341
譲 渡 性 預 金	—	—
借 入 金	1,200,000	3,600,000
借 入 金	—	—
当 座 借 越	1,200,000	3,600,000
再 割 引 手 形	—	—
売 渡 手 形	—	—
コ ー ル マ ネ ー	—	—
売 現 先 勘 定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外 国 為 替	—	—
外 国 他 店 預 り	—	—
外 国 他 店 借	—	—
売 渡 外 国 為 替	—	—
未 払 外 国 為 替	—	—
そ の 他 負 債	38,247	41,343
未 決 済 為 替 借	—	10,610
未 払 費 用	15,586	14,451
給 付 補 填 備 金	660	720
未 払 法 人 税 等	11,331	7,452
前 受 収 益	5,902	1,292
払 戻 未 済 金	2,733	1,930
職 員 預 り 金	—	—
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借 入 商 品 債 券	—	—
借 入 有 価 証 券	—	—
売 付 商 品 債 券	—	—
売 付 債 券	—	—
金 融 派 生 商 品	—	—
金融商品等受入担保金	—	—
リ ー ス 債 務	—	—
資 産 除 去 債 務	—	—
そ の 他 の 負 債	2,033	4,886
賞 与 引 当 金	4,184	4,572
役 員 賞 与 引 当 金	—	—
退 職 給 付 引 当 金	40,206	43,363
役員退職慰労引当金	19,725	22,230
特別法上の引当金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰 延 税 金 負 債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債 務 保 証	38,283	33,332
負 債 の 部 合 計	71,732,801	73,634,176
(純資産の部)		
出 資 金	64,913	64,413
普 通 出 資 金	64,913	64,413
優 先 出 資 金	—	—
そ の 他 の 出 資 金	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
資 本 準 備 金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利 益 剰 余 金	4,523,829	4,539,521
利 益 準 備 金	81,113	81,113
その他利益剰余金	4,442,716	4,458,408
特 別 積 立 金	4,400,000	4,400,000
当期末処分剰余金	42,716	58,408
自 己 優 先 出 資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組 合 員 勘 定 合 計	4,588,742	4,603,934
その他の有価証券評価差額金	△267,859	△332,170
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	△267,859	△332,170
純 資 産 の 部 合 計	4,320,883	4,271,763
負債及び純資産の部合計	76,053,684	77,905,939

貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------------|
| 建 物 | 所有不動産はありません。 |
| その他 | 4年～15年 |
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づく引当額を計算し、貸倒実績率等が法定繰入率未満となった場合は、税法基準の法定繰入率により引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- 全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき融資部が資産査定を実施し、総務部が査定結果を検証しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に属する額を計上しております。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。なお、当組合は、複数事業主により設立された企業年金制度（総合設立型企業年金基金）に加入しており、当組合の提出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への提出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の提出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する事項は次のとおりです。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和5年3月31日現在）
- | | |
|---------|-----------|
| 年金資産の額 | 17,477百万円 |
| 責任準備金の額 | 12,429百万円 |
| 差引額 | 5,048百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の加入人数割合 令和5年3月31日現在 0.091%
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、過去の実績に基づく将来の負担金支出見込額で、破綻懸念先以下の債権に係るものを偶発損失引当金に計上することとしております。なお、当期は破綻懸念先以下の対象債権がありませんので、偶発損失引当金は計上しておりません。
10. 収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金等の内国為替業務に基づくものであります。為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
12. 会計上の見積により当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- (1) 貸倒引当金 44百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。
- 「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積に用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (2) 繰延税金資産 204百万円
- 繰延税金資産（純額）の主な発生原因別の内訳は、24.に記載しております。
- 繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（企業会計基準適用指針第26号）」に基づいて企業の分類を行い、繰延税金資産は、将来の課税所得見込額やタックス・プランニング、期末における将来減算一時差異のスケジューリング等を考慮して、将来減算一時差異が解消されるときに課税所得を減少させ、税金負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上しております。繰延税金資産は、決算日において国会で成立している税率に基づいて、当該資産が実現される年度に適用されると予想される税率により算定しております。
- 将来の課税所得見込額については、過去の業績や近い将来、経営環境に著しい変化が見込まれないかなどを勘案した結果、将来一定水準の課税所得が生じると見込んでおりますが、課税所得が生じる時期および金額は、その時の業績や将来の不確実な経済条件の変動、タックス・プランニングによって影響を受ける可能性があり、業績の悪化等により企業の分類が変更となった場合は、翌期の計算書類において認識する繰延税金資産や法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

13. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしておりま
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的、事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- また、変動金利の預金については、金利変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスクの管理
- 当組合は、貸付規程、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など
- と与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、管理職会議及び内部監査がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- 統合的リスク管理規程でALMに関する管理方法等を明記しており、常務会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には、総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで常務会・理事会に報告しております。
- (ii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、統合的リスク管理規程に従い行われております。
- このうち、融資部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- この情報は、総務部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。
- (iii) 市場リスクに係る定量的情報
- 当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券のうち債券、貸出金及び預金積金であります。
- 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
- 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
- なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、経済価値は1,537百万円減少するものと把握しております。
- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
- また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
14. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（金融商品の時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。
- なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしておりま

す。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的、事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、貸付規程、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など

と与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、管理職会議及び内部監査がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理規程でALMに関する管理方法等を明記しており、常務会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には、総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、四半期ベースで常務会・理事会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、統合的リスク管理規程に従い行われております。

このうち、融資部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

この情報は、総務部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券のうち債券、貸出金及び預金積金であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、『協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十七号）』において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、経済価値は1,537百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

14. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（金融商品の時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（※1）	31,059	31,075	15
(2) 有価証券	30,905	30,267	△637
満期保有目的の債券	15,814	15,176	△637
その他有価証券	15,091	15,091	—
(3) 貸出金（※1）	15,396		
貸倒引当金（※2）	△44		
	15,352	15,387	35
金融資産計	77,317	76,729	△588
(1) 預金積金（※1）	69,889	69,638	△251
(2) 借入金（※1）	3,600	3,546	△54
金融負債計	73,489	73,184	△305

(※1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法 (算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については15.から19.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積もりが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外の債権については、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	100
全信組連出資金(*)	143,000

(*) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	30,032	400	—	—
預け金のうち満期があるもの				
有価証券	500	10,269	12,745	7,390
満期保有目的の債券	—	4,801	6,926	4,085
その他有価証券のうち満期があるもの	500	5,467	5,818	3,304
貸出金(*)	1,808	4,522	3,980	5,085
合 計	32,341	15,191	16,725	12,475

(*) 貸出金のうち破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込まないもの、期間の定めが無いものは含めておりません。

(注4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	54,711	15,178	—	—
借入金	—	3,600	—	—
合 計	54,711	18,778	—	—

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

15. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下19.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】 (単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	703	706	3
社 債	402	402	0
そ の 他	—	—	—
小 計	1,105	1,109	3

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】 (単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	2,417	2,408	△8
社 債	12,291	11,658	△633
そ の 他	—	—	—
小 計	14,708	14,067	△641
合 計	15,814	15,176	△637

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】 (単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	195	194	0
そ の 他	—	—	—
小 計	195	194	0

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】 (単位:百万円)

種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	14,895	15,356	△460
そ の 他	—	—	—
小 計	14,895	15,356	△460
合 計	15,091	15,550	△459

16. 当中中に売却した満期保有目的の債券はありません。

17. 当中中に売却したその他有価証券はありません。

18. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

種 類	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国 債	—	—	—	—
地 方 債	—	2,196	703	220
社 債	500	8,072	12,042	7,170
そ の 他	—	—	—	0
合 計	500	10,269	12,745	7,390

19. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。当事業年度において減損処理額ははありません。

また、期末における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合には、全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落の場合には価格回復の可能性を勘案し減損処理を行っております。

20. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	該当なし
危険債権額	該当なし
三月以上延滞債権額	該当なし
貸出条件緩和債権額	157百万円
合計額	157百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 有形固定資産の減価償却累計額 34百万円

22. 理事及び監事に対する金銭債権総額 204百万円

23. 理事及び監事に対する金銭債務はありません。

24. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位:百万円)

繰延税金資産		繰延税金負債	
賞与引当金	1	その他有価証券評価差額金	0
退職給付引当金	11		
役員退職慰労引当金	6		
有価証券減損	57		
個別貸倒引当金繰入限度超過額	—		
その他有価証券評価差額金	127		
その他	0		
繰延税金資産小計	205		
評価性引当額	0	繰延税金負債合計	0
繰延税金資産合計	205	繰延税金資産の純額	204

25. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	1,600百万円
	有価証券	4,040百万円
担保資産に対応する債務	借入金	3,600百万円

上記のほか、為替取引のために預け金1,000百万円を担保として提供しております。

26. 出資1口当たりの純資産額は66,318円34銭です。

損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	292,825	275,451
資金運用収益	288,542	271,359
貸出金利息	63,180	75,326
預け金利息	43,109	39,038
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	164,202	146,280
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	18,049	10,714
役務取引等収益	3,353	3,202
受入為替手数料	602	601
その他の役務収益	2,750	2,601
その他業務収益	929	889
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	929	889
その他経常収益	—	—
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	—	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	—	—
経 常 費 用	444,502	247,722
資金調達費用	15,713	17,966
預金利息	17,723	17,320
給付補填備金繰入額	599	646
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	△2,609	—
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	—	—
役務取引等費用	3,457	3,499
支払為替手数料	716	727
その他の役務費用	2,740	2,772
その他業務費用	208,470	2,068
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	2,068
国債等債券償却	208,470	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	—	—
経 費	213,047	219,696
人 件 費	124,362	134,693
物 件 費	88,503	84,789
税 金	181	213
その他経常費用	3,813	4,490
貸倒引当金繰入額	3,813	4,490
貸出金償却	—	—
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	—	—
経 常 利 益	△151,676	27,729

科 目	令和4年度	令和5年度
特 別 利 益	—	—
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	—	31
固定資産処分損	—	31
減 損 損 失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)	△151,676	27,697
法人税、住民税及び事業税	11,985	8,106
法人税等調整額	△62,335	△1,346
法 人 税 等 合 計	△50,350	6,759
当期純利益(又は当期純損失)	△101,326	20,937
繰越金(当期首残高)	144,042	37,470
当期末処分剰余金	42,716	58,408

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当りの当期純利益 325円05銭

経理・経営内容

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
当期末処分剰余金	42,716	58,408
積立金取崩額	—	—
剰余金処分額	5,246	5,150
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	5,246	5,150
	(年8%の割合)	(年8%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
	(円につき 円の割合)	(円につき 円の割合)
事業の利用分量に対する配当金	—	—
	(円につき 円の割合)	(円につき 円の割合)
特別積立金	—	—
目的積立金	—	—
繰越金(当期末残高)	37,470	53,257

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
人 件 費	124,362	134,693
報酬給料手当	106,479	111,031
退職給付費用	2,413	6,062
その他	15,469	17,599
物 件 費	88,503	84,789
事務費	40,655	43,550
固定資産費	15,146	16,114
事業費	13,924	8,768
人事厚生費	5,110	3,379
有形固定資産償却	3,630	2,922
無形固定資産償却	300	188
その他	9,737	9,865
税金	181	213
経費合計	213,047	219,696

業務粗利益及び業務純益等

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
資金運用収益	288,542	271,359
資金調達費用	15,713	17,966
資金運用収支	272,828	253,392
役務取引等収益	3,353	3,202
役務取引等費用	3,457	3,499
役務取引等収支	△103	△296
その他業務収益	929	889
その他業務費用	208,470	2,068
その他の業務収支	△207,540	△1,178
業務粗利益	65,184	251,916
業務粗利益率	0.08 %	0.33 %
業務純益	△148,691	30,934
実質業務純益	△144,877	35,425
コア業務純益	63,592	37,493
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	63,592	37,493

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(4年度0円、5年度0円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率= $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$
3. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
4. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
5. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
役務取引等収益	3,353	3,202
受入為替手数料	602	601
その他の受入手数料	2,750	2,601
その他の役務取引等収益	—	—
役務取引等費用	3,457	3,499
支払為替手数料	716	727
その他の支払手数料	2,739	2,771
その他の役務取引等費用	0	0

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
受取利息の増減	△17,716	△17,183
支払利息の増減	4,962	2,253

主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	363,546	318,940	407,295	292,825	275,451
経常利益	110,438	56,420	183,754	△151,676	27,729
当期純利益	78,253	41,763	135,003	△101,326	20,937
預金積金残高	68,445,296	69,102,413	68,790,573	70,329,155	69,889,334
貸出金残高	10,050,314	11,276,410	12,238,483	13,696,806	15,396,895
有価証券残高	35,893,301	34,153,379	31,276,845	27,638,242	30,905,465
総資産額	81,291,335	81,035,109	87,690,232	76,053,684	77,905,939
純資産額	4,687,924	4,613,305	4,647,438	4,320,883	4,271,763
自己資本比率(単体)	18.86 %	17.03 %	14.04 %	14.60 %	14.08 %
出資総額	69,957	68,279	66,556	64,913	64,413
出資総口数	69,957 □	68,279 □	66,556 □	64,913 □	64,413 □
出資に対する配当金	5,593	5,473	5,348	5,246	5,150
職員数	11 人	12 人	13 人	12 人	11 人

- (注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

自己資本の構成に関する事項

(単位: 千円、%)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	4,583,496	4,598,783
うち、出資金及び資本剰余金の額	64,913	64,413
うち、利益剰余金の額	4,523,829	4,539,521
うち、外部流出予定額(△)	5,246	5,150
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	40,222	44,713
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	40,222	44,713
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,623,719	4,643,497
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	639	503
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	639	503
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	639	503
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	4,623,079	4,642,993
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	31,106,398	32,434,076
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	545,535	518,994
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	31,651,933	32,953,071
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	14.60%	14.08%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

経理・経営内容

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	令和4年度	79,654 百万円	288,542 千円	0.36 %
	令和5年度	75,791	271,359	0.35
う 貸 出 金	令和4年度	12,660	63,180	0.49
	令和5年度	14,734	75,326	0.51
う 預 け 金	令和4年度	36,391	43,109	0.11
	令和5年度	32,446	39,038	0.12
う 有 価 証 券	令和4年度	30,459	164,202	0.53
	令和5年度	28,467	146,280	0.51
資 金 調 達 勘 定	令和4年度	75,114	15,713	0.02
	令和5年度	71,429	17,966	0.02
う 預 金 積 金	令和4年度	69,506	18,323	0.02
	令和5年度	69,609	17,966	0.02
う 借 用 金	令和4年度	5,608	△2,609	△0.04
	令和5年度	1,819	—	0.00

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(4年度173百万円、5年度184百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(4年度0円、5年度0円)を、それぞれ控除して表示しております。

先物取引の時価情報

該当事項なし

先物取引：取引所に上場された定型商品で、将来の一定期日における価格を現時点において売買する取引のこと。

オフバランス取引の状況

該当事項なし

総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度
総 資 産 経 常 利 益 率	△0.18	0.03
総 資 産 当 期 純 利 益 率	△0.12	0.02

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 利 回 (a)	0.36	0.35
資 金 調 達 原 価 率 (b)	0.30	0.32
総 資 金 利 鞘 (a - b)	0.06	0.02

(注) 1. 資金運用利回 = $\frac{\text{資金運用収益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

2. 資金調達原価率 = $\frac{\text{資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用 + 経費}}{\text{資金調達勘定計平均残高}} \times 100$

有価証券の時価等情報

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	410	416	6	703	706	3
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	202	203	0	402	402	0
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	613	620	7	1,105	1,109	3
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	222	216	△5	2,417	2,408	△8
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	12,313	11,827	△486	12,291	11,658	△633
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	12,535	12,044	△491	14,708	14,067	△641
合 計		13,148	12,664	△483	15,814	15,176	△637

売買目的有価証券

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	2,612	2,605	7	195	194	0
	国債	1,807	1,801	5	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	804	803	1	195	194	0
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	2,612	2,605	7	195	194	0
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	11,877	12,254	△377	14,895	15,356	△460
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	11,877	12,254	△377	14,895	15,356	△460
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	11,877	12,254	△377	14,895	15,356	△460
合 計		14,489	14,859	△370	15,091	15,550	△459

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	100	100
組合出資金	143,000	143,000
合 計	143,100	143,100

(注) 1. 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-26項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

金 銭 の 信 託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

そ の 他 の 指 標

預貸率及び預証率

(単位:%)

区 分	令和4年度	令和5年度
預 貸 率	(期 末)	19.45
	(期中平均)	18.21
預 証 率	(期 末)	39.26
	(期中平均)	43.82

$$\text{1. 預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

$$\text{2. 預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
1店舗当りの預金残高	70,392	69,889
1店舗当りの貸出金残高	13,696	15,396

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
職員1人当りの預金残高	5,866	6,353
職員1人当りの貸出金残高	1,141	1,399

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	21,089	30.3	23,041	32.9
定 期 性 預 金	48,417	69.6	46,848	67.0
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
合 計	69,506	100.0	69,889	100.0

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
固 定 金 利 定 期 預 金	47,066	45,425
変 動 金 利 定 期 預 金	5	5
そ の 他 の 定 期 預 金	—	—
合 計	47,071	45,430

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度末		令和5年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	36,502	51.8	36,168	51.8
法 人	33,889	48.1	33,721	48.2
一 般 法 人	33,889	48.1	33,721	48.2
金 融 機 関	—	—	—	—
公 金	—	—	—	—
合 計	70,392	100.0	69,889	100.0

財形貯蓄残高

該当事項なし

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
手 形 貸 付	108	0.9	453	3.0
証 書 貸 付	12,552	99.1	14,280	96.9
当 座 貸 越	—	—	—	—
割 引 手 形	—	—	—	—
合 計	12,660	100.0	14,734	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	3,643	12.0	544	1.9
地 方 債	1,590	5.2	1,239	4.3
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	25,224	82.8	26,683	93.7
株 式	0	0.0	0	0.0
外 国 証 券	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	30,459	100.0	28,467	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度末		令和5年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	287	10.1	227	6.9
住 宅 ロ ー ン	2,554	89.9	3,023	92.9
合 計	2,841	100.0	3,251	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位:百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
固 定 金 利 貸 出	538	891
変 動 金 利 貸 出	13,158	14,505
合 計	13,696	15,396

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	令和4年度末	1,807	—	—
	令和5年度末	—	—	—
地 方 債	令和4年度末	—	410	222
	令和5年度末	2,196	703	220
短 期 社 債	令和4年度末	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—
社 債	令和4年度末	401	4,378	12,808
	令和5年度末	500	8,072	12,042
株 式	令和4年度末	—	—	0
	令和5年度末	—	—	0
外 国 証 券	令和4年度末	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—
その他の証券	令和4年度末	—	—	—
	令和5年度末	—	—	—
合 計	令和4年度末	2,208	4,378	13,218
	令和5年度末	500	10,269	12,745

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額
当 組 合 預 金 積 金	令和4年度末	817	5.9
	令和5年度末	707	4.5
有 価 証 券	令和4年度末	—	—
	令和5年度末	—	—
動 産	令和4年度末	—	—
	令和5年度末	—	—
不 動 産	令和4年度末	11,919	87.0
	令和5年度末	13,625	88.4
そ の 他	令和4年度末	—	—
	令和5年度末	—	—
小 計	令和4年度末	12,737	92.9
	令和5年度末	14,333	93.0
信用保証協会・信用保険	令和4年度末	121	0.8
	令和5年度末	134	0.8
保 証	令和4年度末	666	4.8
	令和5年度末	709	4.6
信 用	令和4年度末	171	1.2
	令和5年度末	220	1.4
合 計	令和4年度末	13,696	100.0
	令和5年度末	15,396	100.0

資金運用

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業 種 別	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
不 動 産 業	572	4.1	569	3.6
医 療 、 福 祉	10,639	77.6	11,480	74.5
そ の 他 の 産 業	108	0.7	94	0.6
小 計	11,320	82.6	12,145	78.8
個人(住宅・消費・納税資金等)	2,376	17.3	3,251	21.1
合 計	13,696	100.0	15,396	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金償却額

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区 分	令和4年度末		令和5年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	1,204	8.7	1,232	8.0
設 備 資 金	12,491	91.2	14,163	91.9
合 計	13,696	100.0	15,396	100.0

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項 目	令和4年度		令和5年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	40	3	44	4
個 別 貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
貸 倒 引 当 金 合 計	40	3	44	4

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

経営内容

協法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/(A)	引当率 (C)/(A-B)
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	令 和 4 年 度	—	—	—	—	—
	令 和 5 年 度	—	—	—	—	—
危 険 債 権	令 和 4 年 度	—	—	—	—	—
	令 和 5 年 度	—	—	—	—	—
要 管 理 債 権	令 和 4 年 度	196	194	—	99.17	—
	令 和 5 年 度	157	157	—	100.0	—
	三 月 以 上 延 滞 債 権	—	—	—	—	—
	令 和 4 年 度	—	—	—	—	—
	令 和 5 年 度	—	—	—	—	—
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—	—	—	—
小 計	令 和 4 年 度	196	194	—	99.17	—
	令 和 5 年 度	157	157	—	100.0	—
正 常 債 権	令 和 4 年 度	13,538				
	令 和 5 年 度	15,272				
合 計	令 和 4 年 度	13,735				
	令 和 5 年 度	15,430				

(注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。

3.「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。

4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。

5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1、2及び4に掲げるものを除く。)です。

6.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権(1、2及び3に掲げるものを除く。)です。

7.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

8.「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

法令遵守の体制

●法令遵守体制

(1)基本方針

当組合は、金融業務を通じて地域医療の整備促進及び組合員の生活向上に貢献することを基本理念としておりますが、それらの社会的使命と責任を全うするため、法令遵守を経営方針の重要課題として位置づけております。

(2)推進体制と意識啓蒙

具体的には、当組合の行動綱領を柱とする役職員の法令遵守マニュアルを活用、諸会議、部別ミーティングを通じて意識の啓蒙を図り、職場秩序の向上と組合運営の厳正化に反映させております。

●マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

(1)マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策

当組合は、マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、「マネロン等」という。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「当組合のマネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、組合内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

(2)当組合のマネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- ①当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- ②当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- ③当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに埼玉県警察の指導により、当組合では、マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

●苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等のお申し出は、下記の窓口をご利用ください。

窓口：埼玉県医師信用組合本店 各担当部（営業部、融資部、総務部）

電話番号 048-824-2651

受付日 月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.stdb.co.jp>

報酬体系について

●対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。

(1)報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の報酬額につきましては、当組合理事会において決定した役員報酬規定に基づき役位毎に決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、当組合理事会において決定した役員報酬規定に基づき監事の協議により決定しております。

【賞与】

理事、監事に対しては賞与は支給しておりません。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を役員退職慰労金及び功労金支給規定で定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2)令和5年度における役員に対する報酬等

（単位：千円）

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	30,567	32,000
監 事	1,227	1,250
合 計	31,795	33,250

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事30名、監事3名。

3. 上記以外に支払った役員退職慰労金は、理事420千円です。

(3)その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和5年度に常勤役員に支払った報酬等の額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「職員給与規定」及び「職員退職手当支給規定」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非常勤・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

●紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

以上の弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記埼玉県医師信用組合本店またはしくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電 話：03-3567-2456

住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

（全国信用組合会館内）

リスク管理体制

— 一定性的事項 —

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要

発行主体	埼玉県医師信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	64百万円

(注) 当組合の自己資本は、出資金、及び利益剰余金等により構成されております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度毎に掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	【リスクの説明】 信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、当組合の資産価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。 【リスク管理の方針】 当組合は「信用リスク管理方針」を定めており、リスクを適切に把握すると共に、資産の健全性維持と不良債権の発生を未然に防ぐべく努めることとします。
管理体制	信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、①安全性②成長性③公共性④収益性⑤流動性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「信用リスク管理方針」及び「信用リスク管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。
評価・計測	信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。 個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣による常務会・理事会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、内部監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算しております。自己査定により区分した正常先債権及び要注意先債権並びに要管理先債権については、貸倒実績率又は、税法基準を基に算定した金額を一般貸倒引当金として計上し、破綻懸念先債権及び実質破綻先債権並びに破綻先債権については、回収可能見込額控除後の債権額に相当する額をそれぞれ個別貸倒引当金として計上しています。
また、その結果については内部監査の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は次の4機関を採用しています。
(株)格付投資情報センター (株)日本格付研究所 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク S&Pグローバル・レーティング

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

(株)格付投資情報センター (株)日本格付研究所 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク S&Pグローバル・レーティング
なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。
当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。
当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続については、組合が定める「貸出事務取扱規程」及び「自己査定基準」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。また、手形貸付、証書貸付、債務保証取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める「貸出事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。なお、パーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金が該当します。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

●証券化エクスポージャーに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	【リスクの説明】 証券化とは、金融機関が保有する貸付債権や企業が保有する不動産などの資産価値を裏付けに複数の証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを言い、当組合は投資家に位置付けされます。 【リスク管理の方針】 当組合は、市場動向、時価評価などの情報によりリスクを適切に把握し、資産の健全性維持に努めることとします。
管理体制	証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当組合が定める「資金運用規定」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行い、必要に応じて常務会・理事会に諮り、適切なリスク管理に努めております。
評価・計測	リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて常務会・理事会に諮り、適切なリスク管理に努めております。
■再証券化エクスポージャーの有無 当組合は、再証券化エクスポージャーは保有しておりません。	
■「証券化取引における格付の利用に関する基準」に規定する体制・運用状況 当組合は標準的手法を採用しております。	
■証券化取引に関する会計方針 当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。	
■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称 （株）格付投資情報センター （株）日本格付研究所 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク S&Pグローバル・レーティング なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。	

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	【リスクの説明】 オペレーショナル・リスクとは、「事務リスク」と「システムリスク」があります。 ◎事務リスク 役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などをおこすことにより損失を被ることを言います。 ◎システムリスク コンピュータシステムの停止・誤作動、不正使用などにより、金融業務の遂行、顧客へのサービスの提供に支障をきたしたり、その結果として有形無形の損失を被ることを言います。 【リスク管理の方針】 当組合は、「事務リスク管理方針」及び「システムリスク管理方針」を定めております。 ◎事務リスク管理方針 事務処理における正確性の確保を重視し、手続・権限の厳正化、機械化・システム化による手作業事務処理の削減、現金・現物管理の強化、内部監査などによる牽制機能の確保、事務指導の強化など事務リスクを軽減すべく対応を図ると共に、顧客からの信頼性の向上に努めることとします。 ◎システムリスク管理方針 最近の金融業務のコンピュータ化、ネットワーク化の進展によりコンピュータシステムの停止などによる影響が一層大きくなってきていることに鑑み、システムの安全稼働に万全を期して、こうした障害などの発生を未然に防止すると共に、万一発生した場合の影響を極小化し早期の回復を図るために必要な対策を講じることとします。
管理体制	当組合では「事務リスク管理方針」並びに「システムリスク管理方針」を踏まえ、組織体制・管理の仕組みを整備し、収集したデータの分析・評価を行い定期的に経営陣による理事会等に報告する態勢を整備しております。
評価・計測	リスク評価については、確実にそれぞれのリスクを認識し、評価しております。また、リスク計測に関しましては、基礎的手法を採用することとし態勢を整備しております。
■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称 当組合は、基礎的手法を採用しております。	

経営内容

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	【リスクの説明】 株式等エクスポージャーに関するリスクとは、出資先の財務状況の悪化等により、当組合の資産価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。 【リスク管理の方針】 当組合は、市場動向、時価評価などの情報によりリスクを適切に把握し、資産の健全性維持に努めることとします。
管理体制	株式等エクスポージャーへの投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当組合が定める「資金運用規定」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行い、必要に応じて常務会・理事会に諮り、適切なリスク管理に努めております。
評価・計測	財務諸表・ディスクロージャー誌等を基に状況等を把握し、適切なリスク管理に努めております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明 及びリスク管理の方針	【リスクの説明】 金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に影響を及ぼすリスクをいいます。 【リスク管理の方針】 当組合は、「統合的リスク管理方針」及び「市場リスク管理方針」の中で、金利リスクについて定めております。 ALM手法に基づき、金利変動による収益に与える影響度を把握し、統合的な管理を行うことに努めることとしております。
管理体制	ALMシステムにより、一定の金利ショック（ベースポイント）を想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度の定期的な計測、必要に応じた経営陣への報告など、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。
評価・計測	上記リスクについて、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

金利ショック・シナリオ 3シナリオ（上方パラレル、下方パラレル、スティープ化）

コア預金 対 象：有利息流動性預金（普通、貯蓄）

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、
以上3つのうち最小の額を上限

満 期：50%を3ヶ月以内、残り50%を59ヶ月で均等に割り振る（平均2.5年）

金利感応資産・負債 預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

金利ショック幅 円 100bpなど

リスク計測の頻度 月次（前月末基準）

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の構成に関する事項 P.13をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等エクスポージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	31,106	1,244	32,434	1,297
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	31,106	1,244	32,434	1,297
(i) ソブリン向け	10	0	30	1
(ii) 金融機関向け	7,489	299	6,608	264
(iii) 法人等向け	16,843	673	18,703	748
(iv) 中小企業等・個人向け	360	14	263	10
(v) 抵当権付住宅ローン	395	15	724	28
(vi) 不動産取得等事業向け	—	—	—	—
(vii) 三月以上延滞等	—	—	—	—
(viii) 出資等	—	—	—	—
出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	143	5	143	5
(xi) その他	5,864	234	5,960	238
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額を 8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	545	21	518	20
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	31,651	1,266	32,953	1,318

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機関、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には貸出金、その他資産が含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

経 営 内 容

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・バ ランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度		
国 内		76,092	78,409	13,696	15,430	27,681	31,364	—	—	—	—
国 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計		76,092	78,409	13,696	15,430	27,681	31,364	—	—	—	—
製 造 業		11,013	12,979	—	—	11,013	12,964	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業		1,904	2,014	—	—	1,904	2,012	—	—	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業		897	1,096	—	—	897	1,094	—	—	—	—
情 報 通 信 業		698	700	—	—	698	700	—	—	—	—
運 輸 業、郵便業		2,931	3,460	—	—	2,931	3,453	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業		3,055	2,875	—	—	3,055	2,871	—	—	—	—
金 融 業、保険業		36,279	33,322	—	—	1,900	2,096	—	—	—	—
不 動 産 業		2,614	2,620	572	569	2,041	2,046	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業		—	704	—	—	—	703	—	—	—	—
医 療、福祉		10,653	9,408	10,639	9,408	—	—	—	—	—	—
その他のサービス		791	1,006	—	—	791	1,004	—	—	—	—
国・地方公共団体等		2,446	2,418	—	—	2,446	2,417	—	—	—	—
個 人		2,400	5,357	2,376	5,357	—	—	—	—	—	—
そ の 他		405	444	108	94	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計		76,092	78,409	13,696	15,430	27,681	31,364	—	—	—	—
1 年 以 下		36,152	32,368	1,474	1,813	2,213	500	—	—		
1 年 超 3 年 以 下		4,272	6,191	2,358	2,486	805	3,302	—	—		
3 年 超 5 年 以 下		5,399	9,079	1,816	2,048	3,577	7,022	—	—		
5 年 超 7 年 以 下		7,350	10,043	1,564	1,818	5,781	8,217	—	—		
7 年 超 10 年 以 下		9,387	6,905	1,925	2,177	7,453	4,720	—	—		
10 年 超		12,414	12,702	4,557	5,086	7,850	7,599	—	—		
期間の定めのないもの		676	626	—	—	—	—	—	—		
そ の 他		439	492	—	—	—	—	—	—		
残 存 期 間 別 合 計		76,092	78,409	13,696	15,430	27,681	31,364	—	—		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、その他資産が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、P.17の「一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」及び下記の「業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等」には当該引当金の金額は含めておりません。

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業 種 別	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

経営内容

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	2,090	—	3,141
10%	107	58	307	134
20%	39,221	677	37,061	626
35%	—	1,139	—	2,081
50%	18,316	—	20,574	—
75%	—	555	—	415
100%	1,048	12,369	693	13,273
250%	100	—	100	—
合 計	58,794	16,890	58,737	19,672

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,154	858	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポージャーに関する事項

●オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当事項なし

●投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当事項なし

経営内容

出資等エクスポージャーに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	143	143	143	143
合 計	143	143	143	143

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当事項なし

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	△370	△459

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1,250％）を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,537	1,761	131	107
2	下方パラレルシフト	0	0	167	206
3	ス テ ィ ー プ 化	1,072	1,315		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	1,537	1,761	167	206
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	4,642		4,623	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

国際業務

外国為替取扱高

該当事項なし

外貨建資産残高

該当事項なし

証券業務

公共債引受額

該当事項なし

公共債窓販実績

該当事項なし

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	令和4年度末	令和5年度末
独立行政法人 福祉医療機構	191	166
合 計	191	166

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第61期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和6年6月26日
埼玉県医師信用組合
理事長 金井 忠男

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しないので、会計監査人による法定監査は実施していません。

手数料一覧

(令和6年7月1日現在)

種 別			組 合 員	一 般	
振 込	当組合内		3万円未満	無 料	無 料
			3万円以上	無 料	無 料
他 行		電 信 扱	3万円未満	253円	352円
			3万円以上	308円	517円
		文 書 扱	3万円未満	253円	352円
			3万円以上	308円	517円
送 金	他 行	電 信 扱	308円	517円	
残高証明書発行手数料			無 料	210円	
通帳・証書類再発行			無 料	524円	
一部繰上返済手数料			2,619円		
繰上完済手数料			2,619円		
マイホームローン取扱手数料			20,952円		
不動産担保調査手数料			20,952円		
確定日付料(実費)			700円		

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

主要な事業の内容

- 預金業務**
普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金等を取扱っております。
- 貸出業務**
手形貸付、証書貸付を取扱っております。
- 商品有価証券売買業務**
取り扱っておりません。
- 有価証券投資業務**
預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、その他の証券に投資しております。
- 内国為替業務**
送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。
- 外国為替業務**
取り扱っておりません。
- 社債受託及び登録業務**
取り扱っておりません。
- 金融先物取引等の受託等業務**
取り扱っておりません。
- 附帯業務**
 - 代理業務
独立行政法人福祉医療機構の代理貸付業務
 - 地方公共団体の公金取扱業務

内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

区 分		令和4年度末		令和5年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他の金融機関向け	10,601	15,063	10,759	17,420
	他の金融機関から	4,821	9,331	4,754	9,374
代金取立	他の金融機関向け	—	—	—	—
	他の金融機関から	—	—	—	—

当組合の子会社

子会社はありません。

店 名	住 所	電 話	CD・ATM
本 店	〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目5番1号	048-824-2651	なし

埼玉県全域

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ご あ い さ つ	2	29. 役務取引の状況	12	【財産の状況】	
【概況・組織】		30. 経費の内訳	12	56. 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分 (損失金処理)計算書 * 8.9.10.11.12	
1. 事業方針	3	31. 総資産経常利益率 *	14	57. 協金法開示債権(リスク管理債権)及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況 * 17	
2. 事業の組織 *	3	32. 総資産当期純利益率 *	14	(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) *	3	【預金に関する指標】		(2) 危険債権	
4. 店舗一覧(事務所の名称・所在地) *	27	33. 預金種目別平均残高 *	16	(3) 三月以上延滞債権	
5. 自動機器設置状況	27	34. 預金者別預金残高	16	(4) 貸出条件緩和債権	
6. 地区一覧	27	35. 財形貯蓄残高	16	(5) 正常債権	
7. 組合員数	3	36. 職員1人当り預金残高	15	58. 自己資本の構成に関する事項(自己資本比率明細) * 13	
8. 子会社の状況	26	37. 1店舗当り預金残高	15	59. 有価証券、金銭の信託等の評価 * 14.15	
【主要事業内容】		38. 定期預金種類別残高 *	16	60. 外貨建資産残高	26
9. 主要な事業の内容 *	26	【貸出金等に関する指標】		61. オフバランス取引の状況	14
10. 信用組合の代理業者 *	取扱いなし	39. 貸出金種類別平均残高 *	16	62. 先物取引の時価情報	14
【業務に関する事項】		40. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 *	16	63. オプション取引の時価情報	取扱いなし
11. 事業の概況 *	2	41. 貸出金金利区分別残高 *	16	64. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) *	17
12. 経常収益 *	12	42. 貸出金使途別残高 *	17	65. 貸出金償却の額 *	17
13. 業務純益等 *	12	43. 貸出金業種別残高・構成比 *	17	66. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について **	26
14. 経常利益(損失) *	12	44. 預貸率(期末・期中平均) *	15	67. 会計監査人による監査 *	26
15. 当期純利益(損失) *	12	45. 消費者ローン・住宅ローン残高	16	【その他の業務】	
16. 出資総額、出資総口数 *	12	46. 代理貸付残高の内訳	26	68. 内国為替取扱実績	26
17. 純資産額 *	12	47. 職員1人当り貸出金残高	15	69. 外国為替取扱実績	26
18. 総資産額 *	12	48. 1店舗当り貸出金残高	15	70. 公共債窓販実績	26
19. 預金積金残高 *	12	【有価証券に関する指標】		71. 公共債引受額	26
20. 貸出金残高 *	12	49. 商品有価証券の種類別平均残高 * 取扱いなし		72. 手数料一覧	26
21. 有価証券残高 *	12	50. 有価証券の種類別平均残高 *	16	【その他】	
22. 単体自己資本比率 *	12	51. 有価証券種類別残存期間別残高 *	16	73. 沿革・歩み	3
23. 出資配当金 *	12	52. 預証率(期末・期中平均) *	15	74. 継続企業の前提の重要な疑義 * 該当なし	
24. 職員数 *	12	【経営管理体制に関する事項】		75. 総代会について **	4.5
【主要業務に関する指標】		53. 法令遵守の体制 *	18	76. 報酬体系について **	18
25. 業務粗利益及び業務粗利益率 *	12	54. リスク管理体制 *	19.20.21	【地域貢献に関する事項】	
26. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支 *	12	資料編	22.23.24.25	77. 地域貢献(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等) **	6
27. 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘 *	14	55. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 *	18	78. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況 *	6.7
28. 受取利息、支払利息の増減 *	12			79. 「経営者保証に関するガイドライン」への対応について **	7

医療事業に関する資金に
幅広くご利用いただけます!

継承ローン

(令和6年5月1日現在)

変動金利

(年2回見直し)

30年以内→ **0.575%**

※令和6年5月以降、新規実行分

固定金利

最長で融資期間30年以内

固定金利でお借入れいただいた場合、固定金利期間終了後(3年、5年、7年、10年)は改めて固定金利の再選択が可能です。その際は、再選択時点の店頭表示金利を適用させていただきます。

3年以内→ **0.600%**

5年以内→ **0.800%**

7年以内→ **1.000%**

10年以内→ **1.200%**

団体信用生命保険加入をご希望の方は、担当者にご相談ください。

どうぞお気軽にご相談ください。ご利用をお待ちしております。

お問い合わせ先

埼玉県医師信用組合 融資部

TEL 048(824)2651 FAX 048(822)7072

E-mail:webmaster@stdb.co.jp

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 3-5-1 埼玉県県民健康センター4階



● 資金の用途等によりご融資の期間には制限がございます。

● お申込に際しましては当組合所定の審査をさせていただきます。結果によりご希望に沿えない場合もございますのでご了承ください。